

令和8年度 沖縄市「地域間連携・交流イベント助成事業」推薦団体募集要項

決裁／令和8年6月4日

(目的)

第1条 本要項は、中部広域市町村圏事務組合（以下、「組合」という。）が実施する地域間連携・交流イベント助成事業（以下、「助成イベント」という。）に関して、本市の推薦に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業等)

第2条 対象事業については、組合が定めた令和8年度「地域間連携・交流イベント助成事業」応募要領（以下、「応募要領」という。）に従うものとする。

2 対象事業の実施期間については、応募要領に従うものとする。

3 助成の対象団体については、応募要領に従うものとする。

4 助成の決定及び助成額については、組合の判断による。複数の団体を推薦した場合の助成額の決定についても同様となる。

(募集期間)

第3条 令和8年8月28日(金)17時までとする。なお、提出日の確認は、企画部政策企画課（以下、「所管課」という。）が收受した日とする。

(推薦できる助成対象団体の条件)

第4条 本市が組合へ推薦できる助成対象団体とは、当該団体の定款または規約（会則）において、沖縄市内に事務局を有する団体とする。

2 前項に規定する事務局とは、団体の活動拠点もしくは団体代表者の居住地とする。

(推薦を希望する団体が市へ提出する書類等)

第5条 推薦を希望する団体が、本市へ提出する書類は、「推薦依頼書」及び応募要領の「5 補助金交付申請の提出書類」に従うものとする。

(推薦の決定)

第6条 推薦の決定については、所管課において、前条の規定による提出書類の審査及び団体へのヒアリングをもって行う。

2 所管課は、前条に規定された書類を收受した日から審査を行い、募集締め切り日から2週間以内に推薦の有無を決定することとする。

3 推薦を決定した団体については、速やかに、「推薦決定通知書」をもって当該団体へ通知するとともに、「地域間連携・交流イベント助成事業推薦書」（応募要領第2号様式）を交付する。

4 推薦決定を受けた当該団体は、応募要領の「5 補助金交付申請の提出書類(1)～(7)」を組合に提出するものとする。

(助成イベント完了後に提出する書類)

第7条 助成対象団体は、応募要領に従い、助成イベント完了後に組合へ提出する書類等の写しを組合に提出した日から10日以内に所管課に提出することとする。